

## 地域再生計画

### 1. 地域再生計画の名称

ひたちなか市「水環境保全」計画

### 2. 地域再生計画の作成主体の名称

ひたちなか市

### 3. 地域再生計画の区域

ひたちなか市の全域

### 4. 地域再生計画の目標

ひたちなか市は、東京から約 110 キロメートルの距離にあり、中心は東経 140 度 32 分、北緯 36 度 24 分で茨城県の中央部からやや北東に位置し、東西約 13 キロメートル、南北約 11 キロメートルで 99.03 平方キロメートルの面積を有している。

西は常磐自動車道の通る那珂市に、北は原子力の街東海村に、南は那須岳を源流とする那珂川を挟んで県都水戸市と大洗町に接し、東は美しい碧の海の広がる太平洋に面して約 13 キロメートルの海岸線が続いている。

市域は、太平洋と那珂川下流域に位置する海拔 7 メートル前後の低地地区と阿武隈山系から南東に緩やかに傾斜している那珂台地と呼ばれる海拔約 30 メートル前後の起伏の少ない平坦な台地地区とに分けられる。低地地区は、漁港を中心に市街地が形成され、那珂川流域は水田地帯となっている。一方、台地地区は、J R 勝田駅を中心に市街地が形成され都市化が進行しているが、周辺は田畑も多く、また、中小河川が市街地にくさび状に入り込み、台地縁辺部は豊かな緑が帯状に連なっている。

市内を流れる中小河川は、昭和 30 年代後半から 40 年代にかけての高度経済成長期に産業排水及び市街地からの生活排水等の影響により水質汚濁が急激に進み、昭和 46 年以降、水質汚濁防止法、茨城県公害防止条例及びひたちなか市公害防止条例が逐次施行されたことにより、工場排水に起因する水質汚濁は改善された。

また、生活排水対策として、昭和 46 年より公共下水道事業に着手し、昭和 55 年から供用開始している。農業集落排水施設については平成 3 年に西中根地区が、平成 16 年には東中根地区においても全区域供用開始がなされている。

さらに、公共下水道事業、農業集落排水事業のいずれにも該当しない区域については、浄化槽設置費の補助事業を行うなど汚水処理施設整備の促進を図ってきたところである。

しかしながら、平成16年度末における本市の汚水処理人口普及率は全国平均79.4%に対し、73.4%と下回っており、中でも下水道処理人口普及率は全国平均68.1%に対し、48.2%と低率となっている。

この様なことから、下水道整備にあっては効率的な整備を図るため人口密度の高い堀口、市毛、八幡町地区等を優先的に整備するものとする。また、下水道事業と同様、汚水処理整備交付金を活用し、平磯町、磯崎町、馬渡、高野地区等下水道事業認可区域外については、さらに合併処理浄化槽の普及促進を図り、汚水処理人口普及率の向上に努めるものとする。

さらに、下水道施設の有効利用を図るため水洗化率の向上や単独浄化槽から合併処理浄化槽への切り替え促進の啓発活動を推進することにより、水環境を保全するとともに、環境教育・環境学習を推進し、サケが遡上する那珂川やトウキョウサンショウウオの生息する新川水系などの豊かな水環境を次世代に継承する。

(目標) 汚水処理施設の整備の促進(汚水処理人口普及率を73.4%から82.0%に向上させる。)

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

河川の水質改善を進め、豊かな水環境の保全を図るため、公共下水道(平成16年6月事業認可済み)については、事業認可済み区域のうち、堀口・市毛、田宮原および八幡町地区の整備を行う。公共下水道と農業集落排水施設の事業区域を除く市内全域について浄化槽の整備促進を図り、汚水処理施設の総合的な整備により汚水処理人口普及率を向上させ、効率的に地域の生活環境を改善する。また環境教育・環境学習の推進として、環境シンポジウムおよび環境講座の開催や環境保全活動として、河川クリーン運動や海岸クリーン運動等「ひたちなか市環境基本計画」に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施する。

### 5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。

[事業主体]

・いずれもひたちなか市

[施設の種類]

- ・公共下水道，浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・公共下水道 ひたちなか市堀口・市毛，田宮原，八幡町地区
- ・浄化槽（個人設置型）ひたちなか市全域（ただし，公共下水道および農業集落排水施設の事業区域を除く）

[事業期間]

- ・公共下水道 平成 19 年度～平成 21 年度
- ・浄化槽（個人設置型）平成 17 年度～平成 21 年度

[整備量]

- ・公共下水道 新規処理人口 300 人  
管径 200 mm  
管渠 L = 1,800m（単独事業 29ha）
- ・浄化槽（個人設置型）新規処理人口 5,250 人  
1,750 基(5 人槽 1,000 基, 7 人槽 650 基, 10 人槽 100 基)  
平成 17 年度 350 基  
平成 18 年度 350 基  
平成 19 年度 350 基  
平成 20 年度 350 基  
平成 21 年度 350 基

[事業費]

- ・公共下水道 事業費 150,000 千円  
(うち，交付金 75,000 千円)
- ・浄化槽（個人設置型）事業費 569,350 千円  
(うち，交付金 189,780 千円)
- ・合計 事業費 719,350 千円  
(うち，交付金 264,780 千円)

### 5 - 3 その他の事業

「暮らしと自然が共生し，ゆとりと潤いのある国際港湾公園都市ひたちなか市」の実現に向け，平成 12 年 3 月に，環境保全に関する基本理念を掲げ今後の環境政策の道筋を明らかにした「ひたちなか市環境基本条例」を制定した。この条例の基本理念を実現し，また地域の豊かな自然を後世に継承するとともに快適で住みよい環境づくりを進めるため，「ひたちなか市環境基本計画」を策定した。この計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施し，さらには，市民，事業者などと連携しながら環境保全と創造のための施策

を推進しているところである。

#### 環境教育・環境学習の推進

- ・ 環境シンポジウムおよび環境講座の開催 ,水辺の楽校事業を通じて市民の環境についての意識の啓発と環境基本計画についての理解の向上を図る。

#### 環境保全活動

- ・ 河川クリーン運動 ,海岸クリーン運動を通じてコミュニティ組織や自治会を中心にパートナーシップを形成し ,地域における自主的な美化活動を推進する。

### 6 . 計画期間

平成 17 年度 ~ 平成 21 年度

### 7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に , 4 に示す目標に対する達成状況の調査を行うとともに評価を行い , ひたちなか市環境審議会に報告し , その成果を公表する。

### 8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし